

「はかり」を使用している 医療関係事業者の皆様へ

取引・証明における計量に「はかり」を使用している方は、その「はかり」について、市が実施する「定期検査」を受検することが義務づけられています。

(計量法(以下「法」)第19条、計量法施行令(以下「施行令」)第10条)



検査時期 2年に1度、市が定める時期 (施行令 第11条)

- ・福島市では、一般社団法人福島県計量協会(以下「県計量協会」)に定期検査業務を委託しております。
- ・検査履歴がある時は、検査時期が近づき次第お知らせします。
- ・新たに検査が必要となった場合又は検査が不要となった場合は、県計量協会(☎024-521-4035)へご連絡ください。

検査場所 「はかり」の使用場所 (特定計量器検定検査規則(以下「検則」)第39条)

- ・県計量協会の職員が出向いて検査を行います。

検査手数料 「はかり」の検査には、手数料が必要となります。(法 第158条)

- ・その種類・能力に応じて福島市手数料条例に定められております。
- なお、検査手数料は、検査時に現金で納付してください。

検査対象 「検定証印」又は「基準適合証印」の付いている「はかり」のうち、

- 取引・証明に使用されているもの。
- ・一緒に使用する「分銅・おもり」も、同じように対象となります。

取引・証明行為に特定計量器を使用する場合、原則として「検定証印」又は「基準適合証印」の付いたものを使用しなければなりません。(法 第16条)



検定証印

基準適合証印



※注意

右のマークが付いた「はかり」は、取引・証明には使用できません。



家庭用計量器の印

検査手数料一覧表 （一部を抜粋しています）

高精度（目量／表示量が1/10,000未満）のはかりは、5割加算
 複目量（レンジ切り替え）のはかりは、レンジが1増すごとに5割加算

計量器の種類	能力	金額 (※5割加算/5割加算×2)
電気式はかり 電気抵抗線式はかり・誘電式はかり・ 電磁式はかり・光電式はかりなど 	100kg 以下	1,400 円 2,100 円-2レンジ 2,800 円-3レンジ
	250kg 以下	1,800 円 2,700 円-2レンジ
	500kg 以下	2,200 円
機械式はかり 手動天びん・等比皿手動はかり・不等比皿手動は かり・台手動はかり・ばね式指示はかり・手動指 示併用はかり等 	100kg 以下	500 円
	250kg 以下	900 円
	500kg 以下	1,500 円
	1t 以下	2,100 円
分銅・おもり 分銅・定量おもり・定量増おもり	1 個	10 円

取引・証明とは？取引証明とは、計量法で次のように定義されています。（計量法 第2条）

証明 公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明すること。

「公に」：公機関が、又は公機関に対してであること 「業務上」：継続的、反復的であること

「一定の事実」：一定のものが一定の物象の状態の量を有することで、特定の数値で表されるのが一般的であるが、ある一定の水準に達したか、達していないかという事実も含まれる

「真実である旨を表明すること」：真実であることについて一定の法的責任等を伴って表明すること。
 参考値を示すなど、単なる事実の表明は該当しない



取引 有償であると無償であることを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為。

「有償であると無償であることを問わず」：金銭の授受の有無にかかわらず

「物の給付」：売買、賃借、贈与等 「役務の給付」：雇用、請負、委託加工等

「業務上」：継続的、反復的であること



具体的事例	取引	証明
病院、薬局で薬の調剤のため		○
保健所・病院等で健康診断、又は診断書を発行するため		○
病院・診療所等において 新生児の体重及び成長過程における記録及び妊娠の定期健診		○
病院等で人工透析用として使用する場合（診断書 作成）		
病院等で人工透析用として使用する場合（診断書など作成しない場合）		×
学校、幼稚園、保育所（園）、福祉施設等で健康診断票等に表示され、 通知・報告がなされる体重測定や健康診断のため		○
学校・法人・団体等において、健康診断のため体重測定をおこなう		○
学校・法人・団体等において、資格を判断するため又は記録をするため		○
学校・病院・法人・施設等で給食材料仕入れの代金特定のため	○	
研究機関等が、研究結果を外部に公表するため		○
研究機関等が、内部研究のため		×
学校・施設等で教材・実習又は調理のため	×	×
有料体重計において、目安程度に使用するもの	×	×

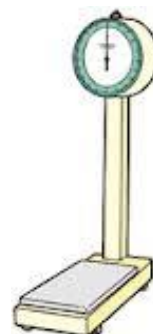
取引・証明に使用される代表的な「はかり」例

 病院、学校、保健所等での 健康診断等に使用されるはかり	 病院・薬局等で調剤に 使用するはかり	 コーヒー豆、お茶等の販売で 料金の算定に使用するはかり
 コンビニ等の宅配便の取次店で 荷物の計量を行うはかり	 回収業等で料金の基となる 回収物の計量を行うはかり	 スーパー、小売店等で重さを表記して 商品の売買に使用するはかり

「はかり」を正しく使って 適正な計量に努めましょう！

チェックしてみよう！

- ☐ 使わないとき、載せ台に物を置かないようにしましょう！
- ☐ 定期的に掃除をしましょう！
- ☐ 風の当たる場所、振動がある場所には設置しないようにしましょう！
- ☐ 平らな場所で水平を合わせて使用しましょう！
- ☐ はかる前に零点を正しく合わせましょう！
- ☐ はかる物は、載せ台の中央に載せましょう！



適正な計量が私達のくらしをまもります



福島市にぎわい商業課(TEL525-3720)

詳細は、福島市HP「ふくしまの計量」をご参照ください。
【<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/soshiki/16/keiryoku.html>】